

岩手県告示第 149 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営江釣子第一地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
北上市新平 2 地割	234 番 1	田	田	401	96
北上市滑田 15 地割	150 番 1	〃	〃	847	136
〃	152 番 2	〃	〃	1,357	128
〃	256 番	〃	〃	1,193	85
北上市滑田 16 地割	15 番	〃	〃	515	208
〃	71 番 1	〃	〃	492	113
〃	78 番 1	〃	〃	943	142
〃	195 番 1	〃	〃	1,004	63
北上市滑田 17 地割	54 番 1	〃	〃	1,187	878
北上市滑田 18 地割	8 番 1	〃	〃	707	161
〃	59 番	〃	〃	1,044	236
北上市滑田 20 地割	13 番	〃	〃	826	524
〃	189 番 1	〃	〃	760	173